

我々は不正義にどう向き合うべきか

—基本構造をめぐる論争の検討を通じて—

鷺田樹音

目次

序論

第1章 正義概念論——基本構造をめぐる論争

第1節 制度主義の主張——ロールズ

第2節 非制度主義の主張——コーエンとその支持者

第3節 制度主義の主張——ロールズの支持者

第4節 論争の評価

第2章 正義追求論——非理想理論の場合

第1節 非理想状態における正義追求の困難

第2節 非理想状態における正義追求の条件

第3節 正義追求の条件の含意

結論

参考文献

序論

本稿は、「正義の最上位の主題(the primary subject of justice)は社会の基本構造(the basic structure of society)である」(Rawls 1971: 7)というジョン・ロールズの主張をめぐって展開された論争の検討を通じて、我々がどのように不正義に向き合うべきかを論じるものである。

本稿の研究背景として、ジェラルド・コーエンの提起した一連のロールズ批判(Cohen 1992, 1995, 1997, 2000, 2008)と、それが巻き起こした論争が挙げられる。コーエンのロールズ批判をめぐっては、主に『哲学と公共問題(*Philosophy & Public Affairs*)』誌を中心にその賛否について活発に議論が交わされた。ここで一大論点となったのは、個人の行為を正義の問題としてどう扱うかということである。つまり、個人の行為は正義に適った制度を遵守するかぎりでは間接的に正義の問題になるのか(制度主義)、それとも直接的に正義の問題となるのか(非制度主義)ということである。前者の立場をとるのがロールズであり、後者の立場をとるのがコーエンである。

この論点は、近年両者の中で活発な議論を繰り返している、平等主義的正義論の二つの陣営でも取り上げられている。その二つの陣営とは、運の平等主義と関係的平等主義である。一般的な傾向としては、運の平等主義は非制度主義をとり¹、関係的平等主義は制度主義をとるといえる。しかし、ロナルド・ドゥオーキンやコック=チョー・タンのように制度主義をとる運の平等主義者や(Dworkin 2000, Tan 2012)、宮本雅也のように非制度主義をとる関係的平等主義者²もいる(宮本 2021)。したがって、この論点は、どちらの陣営に対しても重大な含意を持つとすることができるだろう。

本邦においても、コーエンのロールズ批判は取り上げられてきた³。しかし、その後繰り返された論争については、ほとんど関心が向けられてこなかった。理由として、コーエンのメタ理論的立場により大きな関心が向けられていたということが考えられる。例えば、井上彰や松元雅和は、ロールズとコーエンの対立が、理論がどれだけ事実感応的⁴であるべきかに関する見解の違いに依拠するものであるとしている(井上 2014: 160-161, 松元 2012: 137-138)。とはいえ、園辰也が松元を批判して言うように、コーエンのロールズ批判が、ロ

¹ 広瀬巖によれば、コーエンのロールズ批判は運の平等主義を動機づけた要因のひとつである(Hirose 2014: 29-30)。

² なおカスパー・リップパート=ラスムッセンの解釈によれば、代表的な関係的平等主義者であるエリザベス・アンダーソンやサミュエル・シェフラーの議論にも非制度主義的契機を見出すことができるという(Lippert-Rasmussen 2018: 144-145)。

³ 井上彰、園辰也、高梨洋平、藤岡大助、松元雅和、森悠一郎などの議論が挙げられる(井上 2014, 2017, 園 2014, 高梨 2011a, 2011b, 2012, 2017a, 2017b, 藤岡 2008, 松元 2012, 森 2019)。

⁴ 理論が事実感応的であれば、所与の現実をなるべく理論的前提に組み込もうとする。この場合、その理論は現実主義的になる。反対に、理論が事実不感応的であれば、所与の現実をあまり理論的前提に組み込もうとしない。この場合、その理論はユートピア主義的になる(cf. 松元 2021: 61-64)。

ールズへの内在的批判という形式をとっている以上、二者の対立をメタ理論的立場の違いに還元してしまうのは早計である(園 2014: 96, cf. 藤岡 2007: 166)。したがって、コーエンのロールズ批判をその後の論争も踏まえて検討することが必要であるように思われる。

しかし本稿のより根本的な問題意識は、制度重視の正義論が、正義の持つ訴求力を狭めてしまっているのではないかということにある。特に、ジェンダー・セクシュアリティ・人種・障害などに起因する境遇の違いといった日常の不正義⁵がはびこる社会に生きる我々にとって、制度への執拗なこだわりは、目の前の不正義に対してあまりにも遠回りであるように思われる⁶。制度主義と非制度主義の対立は、単に理論的な対立ではない。仮に制度主義が正しいのであれば、現状我々がなすべきことは正義に適った制度を打ち立てることに限られるが、非制度主義が正しいのであれば、正義に適った制度を打ち立てるだけでなく、それ以外の仕方でも正義を追求していくべきだということになる。したがって、この二者の対立は、我々が正義のために何をすべきか、不正義にどう向き合うべきかという問題に直結するのである。

本稿の射程についていくつか留保したい。第一に、本稿は正義原理の実質的内容について論じるものではない。あくまで、どのような正義原理を採用しようとも妥当する議論を展開する。第二に、本稿の議論は国内的正義の問題に限定されている。つまり、グローバルな正義に関して本稿は論じない。というのも、いわゆる正義の射程(scope)に関しては争いがあるところ、本稿ではこれを十分に検討することができないからである。第三に、本稿は正義の観点から何が要求されるかということに着目する。したがって、必ずしもすべてを考慮した(all things considered)ところの当為(終局的当為)を明らかにするものではない⁷。

ここで本稿での用語法について二つ確認したい。第一に、制度主義と非制度主義についてである。本稿ではそれぞれの立場を次のように定義する。制度主義とは、正義の理論を社会制度に限定して構築しようとする立場である。そして、非制度主義とは、正義の理論を社会制度だけでなく、個人の行為も包含して構築しようとする立場である。ここで注意すべきは、非制度主義は制度の重要性を認めないのではなく、制度に加えて個々の行為も重要だと主張しているということである(Cohen 2008: 374-375, cf. Tan 2012: 53)。第二に、理想理論と非理想理論についてである。この区別はロールズによって導入されたものであるが、一般に次のように理解されている(cf. 松元 2021: 53-61)。理想理論とは、正義の要求が厳格に遵守され、かつ正義の実現にとって好ましい条件の世界を念頭に置いた理論である。そして、非理想理論とは、正義の要求が部分的にしか遵守されず、かつ正義の実現にとって不利な条

⁵ 仮にこれらを不正義ではないと言い張るのであれば、その不正義の定義のこそが間違っているように思われる。

⁶ アマルティア・センの「超越論的制度主義(transcendental institutionalism)」批判はこれと同様の問題意識であると言える(Sen 2009)。

⁷ リッパート＝ラスムッセンが指摘するように、政治哲学が取り組むべきことは終局的当為を明らかにすることだけではないはずである(Lippert-Rasmussen 2016: 237-238)。本稿もこの見解に同意する。

件の世界を念頭に置いた理論である。ここでは、我々が生きる世界は非理想理論によって取り組まれるものであるということを確認しておけば十分である。なお、本稿では理想理論が扱う世界の状態を理想状態、非理想理論が扱う世界の状態を非理想状態と呼ぶ。

さて、本稿は全2章からなる。第1章では、基本構造をめぐる論争を参照することで、正義概念を恣意的に狭く理解しない限り、非制度主義が要請されることを明らかにする。第2章では、非理想状態における正義の追求が種々の困難をもたらすことを示しつつも、その困難の中で「我々は不正義にどう向き合うべきか」を明らかにする。

第1章 正義概念論——基本構造をめぐる論争

本章では、正義概念についての部分的な探究を試みる。ここでの問いは、正義は制度的に限定された価値なのかということである。この問いに答えるため、コーエンのロールズ批判および、それが巻き起こした論争を参照する。

まず第1節では、前提としてロールズがどのような主張を行っているかを確認する。続く第2節では、コーエンのロールズ批判の内容を紹介するとともに、コーエンを支持する論者の見解を概説する。そして第3節では、コーエンの批判を踏まえ、ロールズを支持する論者がどのような応答を試みたかを概説する。最後に第4節では、以上の論争を評価し、非制度主義の主張がより説得的であることを示す。

第1節 制度主義の主張——ロールズ

現代正義論の嚆矢となった著作『正義論』の冒頭で、ロールズが「正義は社会制度の第一の徳である」と述べたことはあまりにも有名である(Rawls 1971: 3)。この一言に示されるように、ロールズは社会制度に適用されるものとして正義を考えた⁸。

社会制度の中でも、ロールズが着目するのは社会の基本構造である。ロールズは、「正義の最上位の主題となるのは社会の基本構造、つまり、より正確には、主要な社会制度が基本的な権利・義務を分配し社会的協働から生まれる利益の分割を決定する方法である」と述べ(ibid.: 7)、この主要な社会制度の具体例として次のようなものを挙げる。すなわち、思想の自由や良心の自由の法的保護、競争的な市場、生産手段の私的所有、一夫一婦制の家族である(ibid.)。このように、ロールズは社会の基本構造に着目し、それに適用されるべき正義の原理を導出することを目標とした。

⁸ トマス・ネーゲルが指摘するところによれば、近代リベラリズムの伝統の中には、平等のような非個人的価値の追求を、社会制度を通じて外在化することによって達成しようとするアプローチが見出せる(Nagel 1991: ch.6)。したがって、社会制度への着目はロールズに固有のものではない。例えば、現代のリベラな論者としてロールズに並ぶであろうドゥオーキンも、制度に着目した平等主義的正義構想を取っている(Dworkin 2000)。

しかし、なぜロールズは正義を語るに際して基本構造に着目するのだろうか。むしろ普段我々が正義という言葉を用いるときは、「彼女は正義感にあふれている」とか「彼は正義をなした」というように、個人に着目して正義を語る場面の方がなじみ深いだろう。無論、ロールズもこのような正義の用法を意識していなかったわけではない。ロールズ自身が述べるように、正義に適っている(just)とか適っていない(unjust)という言い方は、特定の行動、個人の態度・気質、そしてその人自身についてなされることすらある(ibid.)。それにもかかわらず、ロールズが基本構造に着目するのは、基本構造の影響力が非常に大きく、社会生活のスタート地点からその影響力が存在しているからである(ibid.)。

もっとも、ロールズは基本構造に着目する自身の探究が、限定的射程しか持たないことを自覚している(ibid.)。つまり、ロールズが携わるのは、「正義の問題の特別なケース」でしかないのである(ibid.)。しかし、それでもなお、この「特別なケース」についてのしっかりした理論を手に入れることで、正義についての残りの問題もその理論に照らすことでより扱いやすくなると証明されるだろうから、この「特別なケース」には重要性があると述べる(ibid.: 8)。また、ロールズによれば、基本構造に着目するアプローチは、行為や性格に適用されるものとして正義を考えてきたアリストテレス以来の伝統にも合致している(ibid.: 10)。というのも、行為や性格に適用されるものとしての正義は、ある人に帰属するのが適切なものと、その人が与えられるべきものについての説明を前提しなければならず、このような権原の説明はたいてい社会制度とそれがもたらす正統な期待に由来すると考えられるからである⁹(ibid.)。したがって伝統的な正義の観念との間に対立はない¹⁰のである(ibid.: 11)。

⁹ 本稿では詳しく検討できないが、このロールズの説明が妥当なものかについては批判がある(ジョンストン 2014: 240, 森村 2024: 242)。この批判が正しいとすれば、本章第4節で指摘するのは別の理由からも制度主義が棄却されることになるだろう。

¹⁰ しかし、ロールズは別の箇所ですべてと正反対に思えることも述べている。すなわち、「むしろ、すべての人々が自身の完全な善を達成しうる社会、もしくは対立しあう要求が存在せずすべての人々の欲求が調和的な活動計画への強制なしに整合するという社会は、ある意味で正義を超えた社会(a society in a certain sense beyond justice)である。それは、正(right)と正義(justice)の原理への訴えかけが必要であるような機会を取り除いてしまっている。どれほどそれが望ましいものであろうと、私はこの理想的事例には関心がない」(Rawls 1971: 281)。また、この記述に付けられた注では、「一部の論者はマルクスの完全な共産主義社会の構想を、この意味での正義を超えた社会として解釈してきた」と指摘している(ibid.: 281 n.19)。

ここでの記述からすれば、ロールズは、行為や性格における望ましさは正義の問題ではないと言っているようにも思える。しかし「関心がない」という言い方からも分かるように、やはりこれは単にロールズの探究の射程を表明したものとして受け取るべきだろう。また「それは、正と正義の原理への訴えかけが必要であるような機会を取り除いてしまっている」とロールズは言うが、その何が問題なのだろうか。そもそも、我々の社会が実はすでにそのような社会なのだと言主張するのでない限り、正と正義への原理への訴えかけが不要になるような社会を最終的に到達すべき理想として掲げ、それを追求していく過程(非理想理論)においては、原理への訴えかけが必要になる。つまり、最終的に原理への訴えかけが不要な社会になるのだとしても、その社会に向かっていく指針として原理が必要であるのは間違いない。そうであるとするれば、原理の探究が無意味になるわけでもない——少なくとも非理想理論においては。加えて、正義と

上述の『正義論』での説明に加えて、後にロールズは『政治的リベラリズム』で、正義の最上位の主題が基本構造である理由を更に踏み入って説明している(Rawls 2005: Lecture VII)。ここで強調されるのは、背景的正義(background justice)を維持するために基本構造が重要な役割を果たすということである(ibid.: 265-266)。背景的正義とは、個々の相互行為が公正であるために必要となる社会的条件のことである(ibid.)。この条件は、相互行為の累積的結果によって損なわれうるために、基本構造によって絶えず統制され調整されなければならない(ibid.)。

しかし、なぜ背景的正義を保つ役割は基本構造に割り当てられるのか。ロールズによれば、背景的正義の浸蝕を防ぎうる実現可能かつ実用的な規則で、諸個人に課すのが賢明なものは存在しないからである(ibid.: 267)。賢明な規則のスキームは、十分容易にそれを把握し遵守する個人の能力を超えるものではないだろうし、普通は満たせない知識や先見の明を市民に課すこともないのだ(ibid.: 268)。それゆえ、基本構造(所得税や相続税の機能など)と、個人および結社に直接適用され特定の取引で遵守される規則(契約法など)の間の制度的分業(institutional division of labor)が必要になるのである(ibid.: 268-269)。

以上の『正義論』と『政治的リベラリズム』における理由づけ、すなわち、基本構造に着目する理由はそれが持つ影響力の大きさと制度的分業の考え方によるということは、最晩年の著作『公正としての正義 再説』でも再度説明されている(Rawls 2001: 52-57)。したがって、少なくともこの二つがロールズにとって基本構造を正義の最上位の主題とする主要な理由¹¹であったことは間違いないだろう。

最後に、ロールズの理論において、個人の行為がどう扱われているか確認しておこう。ロールズは個人の行為について多くを述べていないが、個人に関する原理のうち一定の原理がどのような正義の理論においても必要不可欠であると主張し(Rawls 1971: 108)、その原理として公正の原理と正義の自然的義務¹²を挙げている(ibid.: sec.18, 19, 51, 52)。

前者の公正の原理によれば、次の二つの条件が満たされるとき、個人は制度のルールによって定められた自分の役割を果たすよう求められる(ibid.: 111-112)。第一の条件は、その制度が正義に適っている(もしくは公正である)ことであり、第二の条件は、個人がその制度

はある原理に従うことであると前提するのは、論点先取である。というのも、ここではその前提自体が問題になるからだ。したがって、ロールズが自らの探究の射程を広げて、行為や性格における望ましきも含んだ原理を導出するとしても矛盾はないはずである。

なお、ここでロールズは共産主義社会を引き合いに出しているが、次節で紹介するコーエンが分析的マルクス主義を創始した人物であり、共産主義の家庭で育ったということは、本稿にとって興味深い。

¹¹ 厳密に言えば、ロールズにとって決定的な理由は存在しない。というのも、最終的な正当化はロールズの理論がどれほどうまく整合しているかにかかっているからである(Rawls 2005: 258)。

¹² 実際には、正義の自然的義務以外にも、例えば相互扶助の義務など、いくつかの自然的義務が挙げられている。しかし、正義の理論の観点からは、多くの自然的義務の中で、正義の自然的義務がより基底的で最も重要であるとされる(Rawls 1971: 115-116, 334)。

編成の利益を自発的に受け入れている、もしくはその制度編成が提供する機会を自分の利害関心を高めるのに利用していることである。

後者の正義の自然的義務によれば、自分たちに適用される正義に適った既存の制度を支持し遵守するように、個人は求められる(ibid. : 115)。また、少なくとも自分たちにとって多大なコストを課さずに実現できる場合には、まだ実現されていない正義に適った制度編成¹³を促進するよう我々を強制する(ibid.)。

ここで着目したいのは、次の二点である。第一に、どちらも制度との関係で個人の行為が扱われているということである。つまり、ロールズにとって重要なのは、依然として制度なのだ。第二に、個人の行為は、正義(justice)の問題としてではなく、正(rightness)の問題として語られているということである¹⁴。したがって、あくまで個人の行為は、正義の理論の外側にあると言える。

第2節 非制度主義の主張——コーエンとその支持者

コーエンのロールズ批判は、『人間的価値についてタナー講義』で提起したインセンティブ批判に始まる(Cohen 1992)。ここでコーエンが矛先を向けるのは、ロールズの格差原理である。格差原理とは、ロールズが基本構造に適用する原理のひとつであり、最も不遇な人々の最大の利益に資するようなどき、社会的・経済的不平等が正当化されるという原理である(Rawls 1971: 302)。インセンティブ批判は、才能に恵まれた人々に対する特別な金銭的インセンティブを許容したうえで、格差原理が適用されることに疑問を投げかける(Cohen 1992: 268)。

インセンティブ批判の要諦は、これがロールズに対する内在的批判の形式をとっていることである。つまりコーエンは、ロールズの議論の中に首尾一貫しない部分を見て取る。一方で、ロールズは恵まれた人々に対するインセンティブを肯定する(Rawls 1971: 78)。他方で、「格差原理は友愛(fraternity)の自然な意味、すなわち、暮らし向きがより悪い他者の利益にならない限り、より大きな利益を得ることを望まないという考え方と合致するように思われる」と述べてもいる(Rawls 1971: 105)。コーエンによれば、これらの考え方は互いに整合しないのである(Cohen 1992: 322)。

この不整合を解消する手立てとして、コーエンが提案するのが平等主義的エートス(egalitarian ethos)である(ibid. : 315-316)。すなわち、人々はインセンティブにより行動す

¹³ おそらくここでロールズは制度が全く存在しない状況は念頭に置いていない。というのも、続く文章で次のようにまとめているからである。「したがって、もし社会の基本構造が正義に適っているならば、もしくはその状況において適理的に期待できる程度に正義に適っているならば、全員がその既存の枠組みにおいて役目を果たす自然的義務がある」(Rawls 1971: 115)。

¹⁴ もっとも、ここでの用語法は伝統的な意味における正の概念の分析によるのでない(Rawls 1971: 111)。そうだとすると、ここでの用語法はロールズによる規約的な使い分けと見るのが妥当である。

るのではなく、代わりに自己利益の追求を制約する原理を内面化する。そのようなエートスが人々に備われれば、最も暮らし向きが悪い人々に意識的に焦点を当てることも不要である。他方で、自己利益の追求が全く認められないわけではない。むしろ、すべての人には、いくらかの理に適った程度で、自己利益を追求する権利がある (ibid. : 302)。コーエンは、このような行為者中心特権(agent-centered prerogative)¹⁵を容認することで、我々が社会正義の奴隷となってしまうことを防いでいる (Cohen 2008: 10)。

しかし、平等主義的エートスを要求するコーエンの主張に対し、制度主義者が自らの立場を擁護しうる道がまだ残されている。そのような可能的反論としてコーエンが想定するのが基本構造にもとづく反論(basic structure objection、以下BSOと表記)である (Cohen 1997)。BSOとは、次のような反論である。「才能に恵まれた生産者たちの、日々の経済生活における態度をコーエンが問題視するのは不相当である。なぜなら、生産者たちの行動は、社会の基本構造の内部で行われるのであって、社会の基本構造を決定するわけではないからだ。格差原理が適用されるのは基本構造の決定についてだけである」 (ibid. : 10, 強調は原文)。つまり、格差原理が適用されるのは基本構造のみだというわけである。

ではBSOは妥当なものだろうか。コーエンは妥当ではないと考える。そこでコーエンが引き合いに出すのが「個人的なことは政治的である」というフェミニズムのスローガンである (ibid. : 3)。コーエンはこのスローガンを、「分配的正義の諸原理、すなわち、社会における利益や負担の正義に適った分配についての諸原理は、どこであろうと、法的に制約されない人々の選択に適用される」という主張を意味するものとして受け取る (ibid.)。もっとも、コーエンがこのスローガンの主張を正当化するにあたっては、再びロールズに対する内在的批判を展開することによってそれを行う。

コーエンは、BSOに対する根本的な応答として、ロールズの議論における基本構造の規定の「致命的な両義性」を指摘する (ibid. : 18-19)。すなわち、ロールズの言う基本構造が、法的強制を伴う限りでの諸制度(強制的構造)のみを指すのか、それに加えて、法よりも慣行などに大きく依存しうるような諸制度(非強制的構造)をも指すのかが曖昧だということである。ロールズの議論で、この両義性が表面化するの、例えば家族¹⁶について論じるときである (ibid. : 19-20)。というのも、ロールズは家族を基本構造に含めるときもあれば、そうでないときもあるからだ。

コーエンによれば、強制的構造のみを基本構造とすることで、この両義性の解消を試みることはできない (ibid. : 20-21)。というのもロールズが基本構造に着目した理由は、その影響力の大きさのためだったからである (前節参照)。すると、家族のような非強制的構造も大

¹⁵ この用語はサミュエル・シェフラーによる (Scheffler 1994)。

¹⁶ ロールズの議論における家族の扱いの曖昧さに関しては、スーザン・オーキンによる批判が有名である (Okin 1989)。しかし、コーエンによれば、オーキンが主張するように、家族を基本構造に含めれば簡単に問題が解決するというわけではない (Cohen 1997: 4)。なお、本邦では野崎綾子がオーキンと異なる解決策を提案している (野崎 2024)。

きな影響力を持つ以上、それを排除することは首尾一貫しない。しかし、非強制的構造も含むのであれば、結局個人の行為も正義の問題になる。したがって、「個人的なことは実際に政治的である。つまり法令がそれに対して無関心なところの個人的選択は、社会正義にとって重大なのである」(ibid.: 24)。

続いて、以上のようなコーエンの主張に賛同する¹⁷リアム・マーフィーの議論についても取り上げよう(Murphy 1993)。マーフィーは、「もし正義が何らかの根本的な意味で制度設計に尽きるのであれば、正義に関する人々の責任は制度に関係するだろうし、人々の責任は正義に適った制度が関心を向けるものに直接関係するわけではないと言うのは自然なことである」と述べる(ibid.: 271)。しかし、ここで問題となるのは、なぜ正義は制度設計に尽きると考えるかである(ibid.)。マーフィーは、二つの可能性を取り上げる。第一の可能性は、制度的に統治された人々の相互行為が存在して初めて、正義に適った制度を推進する責務が生み出されると考えることである(ibid.: 272)。第二の可能性は、国家が管轄内で強制力を独占し、政治的共同体全体を代表するという特徴を持つために、国家による市民の取り扱いが特別な道徳的・政治的制約を受けると考えることである(ibid.: 276)。しかし結局のところ、マーフィーはどちらの可能性も否定する。前者については、人々の制度的な結びつきが正義の問題にとってなぜ重要であるか不明であるという理由で退ける(ibid.: 273)。また、後者については、国家の道徳的重要性を説明してはいても、十分な形態の分配的正義が本質的に正統な政府への制約だと理解することを動機づけるには不十分であるという理由で退けるのである(ibid.: 278)。

第3節 制度主義の主張——ロールズの支持者

基本構造に関するコーエンらの議論は、ロールズを支持する制度主義者たちから多くの反論を受けることになった。私見によれば、これらの反論は大きく三つに類型化できる。すなわち、価値多元主義にもとづく反論、自由の侵害にもとづく反論、公示性にもとづく反論である¹⁸。しかし、ここでは価値多元主義にもとづく反論を取り上げたい(その理由は次節で明らかになる)。

¹⁷ 本稿では詳しく取り上げることができないが、コーエンとマーフィーの議論に賛同しつつ、独自の正義構想を展開した論者としてアイリス・ヤングがいる(Young 2011)。ヤングによれば、正義の主題は基本構造ではなく、非強制的構造も含むところの「社会構造(social structures)」である(ibid.: ch.2)。また、メイヴ・マキューンやロビン・ゼンは、ヤングの再解釈を通じて独自の正義構想を展開している(McKeown 2014, Zheng 2019)。正義の主題をめぐるヤングの議論について、本邦では中村達樹が検討を加えている(中村 2022)。

¹⁸ 自由の侵害にもとづく反論の主要なものとして、コック＝チャー・タンの議論(Tan 2012)が、公示性にもとづく反論の主要なものとして、アンドリュウ・ウィリアムズの議論(Williams 1998)が挙げられる。なお、それぞれの反論に対しては、コーエンによる応答がある(Cohen 2008: ch.5, 8)。

価値多元主義にもとづく反論は、価値の多元性の下では、制度に適用される原理と個人に適用される原理が異なるということの主たる理由としてコーエンの議論を批判する。有力なものとして、ここではサミュエル・シェフラーとコック＝チャー・タンの議論をそれぞれ概説する (Sheffler 2005, 2006, Tan 2012)。

まず、シェフラーの議論について見てみよう。シェフラーは、制度主義¹⁹が多元主義を肯定し引き受けるための戦略なのだと考える (Sheffler 2005: 248)。シェフラーがここで言うところの多元主義とは、相互行為レベルの諸価値とは区別される制度レベルの諸価値——例えば正義や平等——が存在するということだ。制度主義によって、二つのレベルのそれぞれの諸価値を和解させることができるというのがシェフラーの見立てである (ibid. : 248)。

このような立場から、コーエンの議論にも批判が加えられる (Sheffler 2006)。まず、シェフラーによれば、ロールズがインセンティブ批判への応答として BSO を持ち出すかは疑わしい (ibid. : 112-113)。なぜなら、ロールズの著作の多くの箇所と一貫しないからである。しかし、コーエンが暗に意味していたのは、基本構造の概念の曖昧さのために、結局のところロールズは正義の最上位の主題は基本構造であるという主張を取りやめなければならない、ということかもしれない (ibid. : 114)。ただ仮にそうだとすると、コーエンが検討していない可能性として、インセンティブを考慮しない形態の格差原理を強制的構造に限って適用することが考えられる (ibid. : 115-117)。それならば平等主義的エートスは不要である。また、そこで基本構造を強制的構造に限ったとしても恣意的ではない²⁰ (ibid. : 119-127)。強制が問題になるのは、それが常に正当化を必要とするものであり、この必要条件は国家の強制的政治権力に関して特に差し迫ったものだからだ (ibid. : 124)。

次に、タンの議論について見てみよう。タンは制度主義²¹を、個人的追求 (personal pursuits) との関係において、適切な正義の領域および要求を提案するものだと考える (Tan 2012: 22)。

¹⁹ 正確には、シェフラーは本稿が制度主義と呼ぶものの中で、道徳的分業 (division of moral labour) と制度的分業 (institutional division of labour) を区別している (Sheffler 2005)。そして、ここでシェフラーが述べているのは、道徳的分業の方についてである。シェフラーによれば、制度的分業の方は、実行可能性に関わるものであり、価値多元主義とは関係がない (ibid.: 240)。ここでは煩雑になるため、制度主義という表現に統一した。

²⁰ なお、シェフラーは、仮に非強制的構造を基本構造の中に含んだとしても、すべての個人の行為が含まれるわけではない以上、基本構造とその中で行われる選択を区別することは依然として可能であると主張する (Sheffler 2006: 126)。しかし、本稿にとってこの指摘は問題にならない。というのも、すべてではないにせよ、個人の行為が含まれるのであれば、制度主義は維持されないからだ。シェフラーの関心は「正義の最上位の主題は社会の基本構造である」という主張を擁護することにあり、本稿の関心とは若干異なる。もっとも、仮に非強制的構造を含んだとしても問題ないというシェフラーの見解が成り立つかは疑わしい。注 17 で触れたヤングが述べるところでは、社会構造——これは非強制的構造も含む——は社会の一部ではなく、社会全体に対する一定の見方を含むからである (Young 2011: 70)。そうだとすれば、シェフラーの想定とは裏腹に、「基本構造とその中で行われる選択を区別すること」はできない。

²¹ 正確には、タンは制度的アプローチ (institutional approach) という表現を用いているが、本稿では制度主義という表現に統一した。

すなわち、価値多元主義を前提にするならば、正義と個人的追求をどう和解させるかという問題が生じるが、それに応えてくれるのが制度主義というわけである(ibid. : 28-31)。というのも、制度主義は、個人的追求に対する正義の優位性(primacy)を保つやり方で、正義と個人的追求のそれぞれの境界を近づける手段を提供するからである(ibid. : 30)。また、基本構造に着目するのは、それが公的・政治的規制に服する政治的で社会的で経済的な諸々の社会制度の集合だからである(ibid. : 35)。正義の原理は、公的な正の原理であり、法体系を通じて社会が適切に規制できるような実体にのみ適用される(ibid.)。つまり、タンからすれば、基本構造を強制的構造に限ったとしても何の問題もない。

しかし、コーエンの議論においても、行為者中心特権の導入によって正義と個人的追求の和解が試みられていたのではなかったか。なぜこれではいけないのだろうか。タンによれば、行為者中心特権は制度主義が解決しようとしている問題を言い直したに過ぎない(ibid. : 31)。行為者中心特権の存在を指摘するだけでは、どのようにして原理にもとづいた方法で正統な特権を決定するのかという問題に答えたことにならないからである。それと異なり、制度主義はこの疑問に回答することができている。すなわち、正義の枠づけの範囲内で、自由な個人的追求が認められる。

第4節 論争の評価

ここまで、基本構造をめぐる論争を見てきたが、この論争はどのように評価できるだろうか。本稿の見立てを先に述べよう。この論争における根本的な対立は、正義概念をどのように理解するかという点にあり、その点からすると非制度主義に軍配が上がる。なぜそう言えるか。順を追って説明する。

まず、ロールズが基本構造(社会制度)に着目する際に挙げる二つの理由——影響力の大きさと制度的分業——は根本的な理由にはなっていない(本章第1節参照)。前者の影響力の大きさに関しては、コーエンが指摘するように、非強制的構造も大きな影響力を持つ以上、これを除外できない²²。後者の制度的分業に関しても、コーエンが提起するような平等主義的エートス、すなわち「自己利益の追求を制約する原理を内面化する」というやり方であれば実行可能性の問題も生じない²³(本章第2節参照)。だからこそ、シェフラーやタンは、ロールズが暗黙裡に前提していたと言えるような理由を新たに強調した——もしくは結局そ

²² この点について、井上彰は「企業システム」も社会の基本構造に組み込まれるべきであると主張する(井上 2018)。

²³ ここでコーエンが主張したかったのが、諸個人も制度が従うべき原理(格差原理)と全く同じ原理に従って行為せよということであったのか、そうでないのかは判然としない。しかし、諸個人も行為に際して格差原理に従って行為せよというのは、ロールズも指摘していたように無理がある。それは我々の認知的能力の限界を大幅に越えるからだ。したがって、本稿では、コーエンの主張をそのようには解釈せず、あくまで格差原理が表現する価値(友愛)が個人の行為にも重みづけを持つという解釈をとる。

うせざるを得ない。すなわち、基本構造は強制的構造であるからこそ正義の問題になるのだ、というわけである²⁴。また、強制的構造に絞って正義を考えることで相互行為レベルに属する価値の追求と、正義の追求が調停されるというメリットまである(本章第3節参照)。

では、シェフラーやタンの応答は適切だろうか。もしこの論争の参加者たちが本当に正義について考えようとしているのならば、この応答は不適切である。シェフラーやタンのように、価値多元主義にもとづく反論は、正義と共約不可能な何らかの価値が存在することを前提する。これ自体は穏当な前提であり、本稿もこの前提自体は受け入れることにしよう。しかし、この前提をとったからといって、正義の問題が強制的構造に限られるという結論は出てこない。なるほど、この前提に従えば、制度が従うべき原理と、諸個人が従うべき原理が異なるということは言えるかもしれない。しかし、それは正義という価値が諸個人の従うべき原理に対して重みづけをもたないということの意味しない。例えば、制度は正義や安定性といった価値を重視すべき理由があるが、愛のような価値を重視すべき理由はない、と言えるかもしれない。そのような考慮を総合した結果、制度が原理 P_1 に従って編成される必要があるとしよう。他方で、諸個人は正義や愛といった価値を重視すべき理由があるが、安定性のような価値を重視すべき理由はない、と言えるかもしれない。同様にして、諸個人は原理 P_2 に従って行為すべきである必要があるとしよう。ここで、確かに P_1 と P_2 は異なるだろう。しかし、正義という価値は P_1 に対しても P_2 に対しても重みづけを持っている。無論、この例では正義という価値が諸個人に対してもある程度重みづけを持つことを前提しているが、逆に全く重みづけをもたないという前提は不合理だろう²⁵。この点については、マーフィーが指摘する通りである(本章第2節参照)。そもそも、正義という言葉が諸個人の行為に対しても用いられることがあるということについては、ロールズも認めていた(本章第1節参照)。また、恣意的に正義概念を狭くとらない限り、ア・プリオリに諸個人の行為を排除することはできないはずである。正義は諸個人に対して重みづけをもたないという前提を制度主義者がとるならば、立証責任は制度主義の側にある。

とはいえ、制度主義者がこのような単純な誤謬に陥っているとも考えがたい。先に、「もしこの論争の参加者たちが本当に正義について考えようとしているのならば」という留保をつけたが、むしろこれこそが問題なのである。つまり、制度主義者は実際のところ正義について考えようとしていないのではないか。では、制度主義者は何について考えようとしているのか。道徳的に望ましい制度についてである、と考えればしっくりくる。というのも、ロールズも、シェフラーも、タンも、もし「道徳的に望ましい制度はどのようなものか」という問いについて考えているのであれば、論理に瑕疵はないからである。この問いに向き合っているのであれば、強制的構造を焦点化することはまったく恣意的ではない。しかし、正

²⁴ 実際、ロールズが「公共的理性の理念・再考」において基本構造の一部としての家族について再度説明を試みる際には、このような立場をとっているように見受けられる(Rawls 2005: 466-474)。

²⁵ 安藤馨も、井上達夫を批判する文脈で、正義理念自体から正義の限界は導出できないと指摘している(安藤 2007: 262-263)。

義について考えようとしているのであれば、やはり恣意的である。というのも、道徳的に望ましい制度について考えることは、正義について考えることと同じではないからだ。もし強制的構造と非強制的構造や個人の行為が全て正義の問題になることを認めたとて、探究上の優先順位の関係で強制的構造から考えるというのであれば恣意的ではないが、それなら非強制的構造や個人の行為を排除することはできないはずだ。

確かにロールズの場合は、「正義の問題の特別なケース」として自身の探究を位置づけていた(本章第1節参照)。しかし、そのロールズも、自身の理論の中において、正義という言葉が個人の行為に対する評価語として用いようとはしなかった。また、タンに至っては、正義は定義的に制度の問題でしかないように述べてしまっている(本章第3節参照)。無論、正義概念を規約的に定義して用いているのだと言い張ることは可能ではあるが、そのような言及は見当たらない——むしろロールズは「伝統的な正義の観念との間に対立はない」と述べていた。また、論者間でその定義が共有されているのかいないのかについて自覚的になって議論が展開されているようにも思われぬ。別の可能性として、理論的有用性にもとづいてそう定義されるのが望ましいのだと考えてはどうか。これについて検討することは、本稿の手に余るが、ここでは広瀬巖の指摘を借りることにしよう。広瀬の指摘を踏まえると、正義の問題を制度設計に限ることは、政治哲学と倫理学との無益な分断をもたらしてしまう危険がある(Hirose 2014: 182)。少なくとも、その点においては、理論的有用性のある定義か疑わしいと言えるだろう。

さて、そうだとすると、なぜ制度主義者たちは道徳的に望ましい制度について考えているはずが、正義について考えていると錯覚してしまっていたのだろうか。これは憶測の域を出ないが、不幸なことにも、ロールズがその著作に冠した名前が『制度論』ではなく『正義論』だったからではないだろうか。道徳的に望ましい制度について考えることこそ、正義について考えることだという誤謬が生まれたのだとすれば、現代正義論を枠づけたロールズに、その一端があると見ても全くの間違いというわけではないだろう²⁶。

したがって、制度主義と非制度主義の根本的な対立点は、正義概念の異同にあると言える。すなわち、制度主義が——発端はともあれ——恣意的に狭い正義概念を採用しているのに対し、非制度主義はそのような恣意的に狭い正義概念を採用していないのである。そして、制度主義者が恣意的に狭い概念を採用する理由は、制度主義者は実のところ正義ではなく、道徳的に望ましい制度について考えようとしているからである。このような理解に立つと、基本構造をめぐる論争は根本的な対立を隠蔽したまま、すれ違っていたと評価することができる。

²⁶ ここでロールズは「実は道徳的に望ましい制度について考えていたのであり、正義について考えていたのではない」と単に開き直ることはできない。というのも、コーエンが指摘するように、『正義論』が興奮とともに受け入れられたのは、この著作が長年にわたって哲学者たちに論じられてきた正義という捉えどころのない美德についての新たな包括的理論を提供すると考えられたからである(Cohen 2008: 304)。

実のところ、タンもこのような可能性に気づいていた(Tan 2012: 82)。そして、それが単に意味論的な対立ではなく、実質的な対立であることも捉えていた(ibid.)。にもかかわらず、非制度主義的な正義概念が個人的追求の自由を妥協させることになってしまうということを経験し、その正義概念を否定してしまった。しかし、タンはここで間違いを犯している。ここで、前節で類型化した三つの反論のうち、自由の侵害にもとづく反論と公示性にもとづく反論が関係してくる。というのも、自由の侵害にもとづく反論や公示性にもとづく反論はそもそも反論になっていないのだ。これらの反論は正義概念の理解に対する反論というよりも、正義の追求方法に対する反論だからである。前者の反論は、個人も正義を追求すべきであるとすれば、自由が侵害されないし自由が目減りすると主張する。しかし、これは個人がどの程度正義を追求すべきであるかという問題であり、個人が正義を追求するかしないかという二値的な問いとして捉えるのは端的に誤りである。後者の反論は、正義の原理は公示性という要件を満たすべきであるが、エートスではそれが果たされないと主張する。しかし、これも正義がどう追求されるべきかというレベルの議論である。つまり、タンは、正義概念レベルの議論に対して、正義追求レベルの反論を向けている点で、間違っているのだ。

このように正義概念レベルの主張と正義追求レベルの主張を区別することが重要であり、基本構造をめぐる論争において着目すべきは正義概念レベルの主張である。そして、正義概念レベルの主張において、制度主義は、恣意的に狭い定義をとる以上立証責任があるにもかかわらず、十分な根拠を示していない。制度主義は、制度へ適用される原理と諸個人に適用される原理が異なるという穏当な前提から、正義が個人に対して重みづけをもたないという誤った結論を引き出しただけである。

さて、以上の考察からすると、我々の探究を二つに区分しておくことが有益である。正義概念レベルの主張に携わるのが正義概念論であり、正義追求レベルの主張に携わるのが正義追求論²⁷である。この区分にもとづくと、本章の探究は正義概念論であると言える。しかし、正義概念論として本章の探究は不十分に思われるかもしれない。というのも、制度主義の正義概念が恣意的に狭いと指摘したに過ぎず、積極的な正義概念の分析が果たされたわけではないからだ²⁸。だが、そもそも本稿の目的は「我々は不正義にどう向き合うべきか」を明らかにすることであり、制度主義をとる理由がないことが明らかになった以上、非理想

²⁷ 正義追求論という耳慣れない言い方に驚かれる読者もいるかもしれない。というのも、正義概念(concept)と正義構想(conception)という区別の仕方が一般的であることを考えると、正義概念論と正義構想論という区別にした方が自然に思われるからである。

しかし、本稿における正義概念論と正義追求論の区別はこのような一般的区別に対応するものではない。というのも、「構想」という言葉は、ある共有された概念——その理解自体は一致している——をめぐるひとつの解釈を指して用いられるが、本稿の主張によれば、制度主義と非制度主義の対立においては正義概念の理解自体に異同があるからである。

なお、概念と構想の区別に対する批判として、本邦では亀本洋の議論が参考になる(亀本 2015: 第2章)。

²⁸ もっとも、先にも指摘した通り、立証責任は制度主義の側にある以上、制度主義を退ける上では正義概念が恣意的に狭いという指摘のみで十分である。

状態において我々はどのように行為すべきかという議論、すなわち正義追求論に歩みを進めなければならない。しかし、正義概念論が正義追求論に一定の制約をもたらすのと同様に——例えば仮に正義概念論において制度主義が正しいとすれば、正義追求論においては理想状態・非理想状態を問わず、正義に適った制度の推進や維持が要求される——正義追求論も正義概念論に一定の制約をもたらす。というのも、正義追求論において明らかに不当な帰結をもたらすようなことがあれば、そこで依拠する正義概念にも疑いがかかるからだ。つまり、不当な帰結を導くような正義概念であれば、その概念を採用すべき理由は弱められる。次章の考察では、このような観点からも制度主義を支持する理由がないということが明らかにされる。

第2章 正義追求論——非理想理論の場合

本章では、非理想理論における個人の行為について探究する。ここでの問いは、非理想状態において正義は個人に何を要求するかということである。この問いに答えるため、再び制度主義者と非制度主義者の議論に立ち戻り、検討を加える。

まず第1節では、非理想状態における正義追求に制約を設けようとする点で、制度主義者と非制度主義者の間に見解の一致が見られることを確認する——ここで前章とは異なる視点からも非制度主義が擁護される。そして第2節では、前節を踏まえ、非理想状態における正義追求が満たすべき条件を提示する。最後に第3節では、提示された条件の範囲内で、正義の観点からの要求にどう応えるべきか、すなわち「我々は不正義にどう向き合うべきか」を明らかにする。

第1節 非理想状態における正義追求の困難

前章では正義概念論のレベルで非制度主義が要請される——少なくとも制度主義をとる十分な理由がない——ことが示されたが、非理想状態における正義追求論に歩みを進めると、制度主義の脆さが違った形で明らかになる。

まず確認したいのは、非理想状態における正義追求においては制度主義者も非制度主義者も一定の制約を設けているということである²⁹。制度主義者の方から見てみよう。ロールズは正義の自然的義務について次のように述べていた。「正義に適った制度編成が存在しないとき、少なくとも我々にとってわずかなコストでその設立が果たされるならば、我々は設立を支援すべきである」(Rawls 1971: 334, 強調は筆者)。なぜロールズがこのような留保を設けるかについて、理由は明らかでない。しかし、宮本雅也が述べるように、善の構想の追

²⁹ 非理想理論において制度主義者(ロールズ)と非制度主義者(コーエン)の見解が近づくことについては、既に松元によって指摘されている(松元 2012: 139)。松元によれば、見解が近づく理由は、非理想理論ではコーエンの議論が現実主義的になるためである(ibid.)。

求の自由をすべての個人に認める立場——宮本によればこれはリベラリズムの定義的特徴とみなせる——にとって、非理想状態において正義の追求が最優先されるという考え方をとることはできないと見るのが自然だろう³⁰(宮本 2021: 46-47)。

では非制度主義者はどうか。コーエンは、「相対的不利(relative disadvantage)」が生じるために、非理想状態における正義＝平等の追求が制約される可能性を指摘している(Cohen 2000: 174-176)。つまり、「他者が寄付しない場合に自分が寄付すれば、自身にとってその帰結は耐え難いくらいに抑圧的だ」(ibid.: 175)ということである³¹。これは、国家による義務の強制や一般的な寄付のエートスが存在するような場合(理想状態)には生じない問題である(ibid.)。これをもって、コーエンは「不平等な社会で裕福な平等主義者が気前よく寄付しないことには、十分な理由があるかもしれない」(ibid.: 179)と悲観的に述べる。

このように、制度主義と非制度主義はともに、非理想状態における正義追求に困難さを見出している。正義の要求を貫徹し、非理想状態においては正義追求が何よりも優先するとすれば、不幸にも非理想状態に生きる我々は「正義の奴隷」にならざるを得ないだけでなく、それ自体がある種の不正義と言える事態(相対的不利)を生み出してしまう。したがって、非理想状態において正義の要求を貫徹することはどちらの立場においてもとりえない。

以上を踏まえると、制度主義が疑わしい立場であることが、前章で指摘したのとは異なる視点から明らかになる。というのも、制度主義が非理想状態において正義の要求を貫徹しな

³⁰ ロールズと異なり、タンはより踏み込んだ見解を示している。すなわち、タンによれば、「社会的不正義の過酷さによっては、正義の優位性が、個人的追求がかなり広範囲に留保され、正義の追求に完全な優先権を与えられることを要求しうる」(Tan 2012: 81, 強調は筆者)。しかし、「要求しうる(can require)」という言い方にも表れているように、この見解を率直に言い切るにはためらいがあるようである。

³¹ 森は、このような問題——森は集合行為問題と呼ぶ——が生じることを理由のひとつにして、非制度主義を批判している(森 2019: 232-233)。森は、男性が育児休暇を取得することに対してハラスメントが横行する社会を例にあげ、そのような社会でも夫婦が相談のうえ取り決めたならば、性別役割規範を強化することになったとしても妻が家事や育児に専念し、夫が有償労働に専念するという選択をすることが「正義に反している」というのはやや行き過ぎではないかと述べる(ibid.: 232)。

森の挙げる例において、この夫婦が「正義に反している」とまでは言えないだろうということには本稿も同意する。しかしそれが直接非制度主義を棄却する理由にはならない。というのも、これは個人がどの程度正義を追求すべきかであるかという問題であるにすぎないからだ(前章第4節参照)。実際、森も、先の例に挙げたような社会において、「家庭内暴力を振るったり、『亭主関白』な態度で振舞って妻を従属させたりすること」が、「一般私人としての行為ではあっても、『正義に反する』という評価を下し得るだろう」と認めている(ibid.)。

なお、注17で触れたヤングの正義構想においては、集団行動によって不正義を是正していくべきであると考え(Young 2011: ch.4,5)。そのため、相対的不利(集合行為問題)を回避できるというメリットがあると筆者は評価している。しかし、ヤングの議論には曖昧な部分が多くあり、更なる洗練化が必要である。具体的には、諸個人に対する負担の割り当てを明確化しなければならない。この点について、宮本はヤングの議論を受け、不十分なながらも一定の指針(「構造変革責任のポジション相関的割当て」)を示している(宮本 2021: 135-145)。

以上、制度主義は非理想状態から理想状態まで我々を導く規範的指針を示せなくなるからだ。例えば、正義に適った制度を打ち立てることが明らかに困難である——「多大なコスト」を必要とする——ような状況において我々はどうすればいいのか。制度主義者はこの疑問に応答することができないはずである。制度主義者は、制度のみを正義の問題として考えるため、正義の観点から諸個人に何が要求されるかについては、制度との関係でしか語りえないのだ。それと異なり、非制度主義は個人の行為も直接的に正義の問題とするため、状況に応じて効果的に正義追求を行うべし³²という指針をアドホックでない形で導出できる。

このような制度主義の難点に関して、マーフィーは次のように指摘している。すなわち、非理想状態においては、制度が志向する目的を諸個人に直接追求させる方が説得的である(Murphy 1998: 279-281)。だが、制度主義者はこの指摘を受け入れることはできない。というのも、もしこの指摘を受け入れるならば、制度主義者は正義が個人の行為にも重みづけを持つことを——少なくとも非理想理論においては³³——認めなくてはならないからである。

しかし、制度主義者であるトマス・ポグゲは、このようなマーフィーの指摘に対して異議を投げかけている。ポグゲによれば、制度主義は、諸個人が正義に適っていない社会制度の犠牲者の保護や補償(道徳的努力)に取り組むことを否定するわけではない(Pogge 2000: 168)。ポグゲの主張はもっともであるが、ここで問題視されているのは、その「道徳的努力」が正義とは関係ないと強弁することはできないはずだということである。つまり、その「道徳的努力」は正義に適った行為であると言うべきなのだ。そうでなければ、なにが「道徳的努力」に適った行為かについては、正義は無関係なものとして論じるほかないが、その議論はアドホックにならざるをえないように思われるからである。また、規約的に、個人の行為に対しては正義という評価語を用いないのだとしても、その利点が明らかでない。むしろ、制度と個人の行為が一元的に正義という観点から語られた方が、無用な煩雑さを避けることができるだろう。

さて、ここまでの検討により、正義追求論の視点からも非制度主義が説得的であることが示された。しかし、そもそも非理想状態においては制度主義であろうと非制度主義であろうと、正義追求に困難を見出していたのであった。そうだとすれば、どちらにせよ非理想状態を生きる我々が正義を追求することはできないのではないか。この点を明らかにするため、次節では非理想状態における正義追求の条件の明確化を試みる。

³² 当然、状況によっては、非制度主義の立場からも諸個人に対して正義に適った制度を推進するよう要請する場合があります。

³³ とはいえ、非理想理論においてのみ個人の行為に対する正義の重みづけを認めて、理想理論においては認めないというのは恣意的であるように思われる。この点に関し、安藤は、「制度の正義性と行為の正義性が共通の基盤を有しているならば、理想的状況に於いても行為の正義性が制度の正義性と同列かそれに先行して前面に出てくるのではなくてはならない(それを拒絶しようとするればそれは制度崇拜の誇りを免れないだろう)」と指摘する(安藤 2017: 187)。もっとも、本稿が答えようとする問い——「我々は不正義にどう向き合うべきか」——に鑑みると、少なくとも非理想状態において、個人の行為に対する正義の重みづけが認められれば十分である。

第2節 非理想状態における正義追求の条件

制度主義と非制度主義がともに、非理想状態において、正義の要求を貫徹しないのはなぜか。前節を振り返ると、制度主義(ロールズ)は自由へのコミットメントのために、非制度主義(コーエン)は相対的不利のために正義の要求を緩和させたのであった。

条件の明確化の前に、それぞれの立場からの指摘が説得的であるか検討しよう。まずは、自由へのコミットメントについてである。これは、諸個人に善の構想を追求する自由を認めようとする立場に由来すると考えるべきだというのは先に示した通りである。加えて指摘しておくべきは、この自由へのコミットメントは非制度主義者も共有していると考えられるということだ。コーエンがインセンティブ批判の中で行為者中心特権を認めていたことを思い返そう(前章第2節参照)。コーエンはこれによって「正義の奴隷」を回避していたのだ。ならば、この特権は非理想状態においても保持されると考えるのが自然である。このように考えると、自由へのコミットメント——それを何と呼ぶかはともかく——が制度主義と非制度主義の立場を超えて、共通の前提³⁴になっていることが分かる。もちろん共通の前提となっているということは、それが正しいということを必ずしも意味しない。しかし、規範的な議論において、立場を超えた共通の前提の存在は、それがより尊重に値する直観であるという推定を強く働かせる。

次に相対的不利についてである。再度確認すると、これは、「他者が寄付しない場合に自分が寄付すれば、自身にとってその帰結は耐え難いくらいに抑圧的だ」(Cohen 2000: 175)という問題であった。松元によれば、相対的不利の問題が非理想状態において頻繁に生じるものであり、その一例として位置財(positional goods)の分配がある(松元 2012: 138)。位置財は、「財の相対的所有がその絶対的価値に影響を与えるような財」である(ibid.)。具体的な位置財を示すと、教育がそのひとつである(ibid. : 142 n.13)。さて、この松元の指摘を踏まえると、相対的不利の問題は極めてありふれたものであるということが分かる。というのも、現代社会では多くの財が——程度の差はあるにせよ——位置財としての性質を持つからだ。しかし、全ての場面において相対的不利が問題になるとは考え難い。仮にそうだとすれば、非理想状態においては、多くの道徳的行為が相対的不利を生じさせるという理由で不可能になってしまう。このように考えると、相対的不利は、それが生じること自体が問題というよりも、一定以上深刻な不利を生み出す場合に問題となると考えるべきだろう。

まとめると、自由へのコミットメントが立場を超えた強固な制約であるのに対し、相対的不利は全てが問題というわけではなく、その不利の程度が深刻な場合に問題になる。もっと

³⁴ ただし、例えば功利主義者——その多くは非制度主義者である——は行為者中心特権を認めないかもしれない。その意味で、これは論争の余地がない前提というわけではない。しかし、元来、行為者中心特権のアイデアは功利主義(帰結主義)の問題点を克服するものとしてシェフラーが提示したものである(Sheffler 1994)。その意味で、全く功利主義と相容れないわけではない。

も、自由へのコミットメント(行為者中心特権)については、タンの次のような指摘を思い返す必要がある(前章第3節参照)。すなわち、行為者中心特権の存在を指摘するだけでは、どのように正義の要求と個人的追求のバランスをとるかという問題が解決されたことにはならないという指摘である(Tan 2012: 31)。すると、結局自由へのコミットメントも、どの程度の自由かということが問題になるだろう。

では以上の検討を踏まえ、非理想状態における正義追求の条件として、どのようなことが言えるだろうか。残念ながら、ここで明確な条件を示すことはできない。というのも、明らかになったように、自由へのコミットメントについても、相対的不利についても、その程度が問題になるからだ。これらを明確化するには膨大な検討を要するだろう。それは本稿の手に余る仕事である。したがって、ここまでの検討にもとづいて暫定的な条件を示すにとどめよう。

非理想状態における正義追求の条件

条件Ⅰ：諸個人に対して善の構想を追求する自由が一定以上確保される

条件Ⅱ：正義追求に起因する相対的不利が一定以上深刻なものとならない

以上の条件について一点注意を促したい。それは、以上の条件が網羅的であるとは限らないということである。ただし、この条件を満たすならば、非理想状態における正義追求の困難は大きく減じられるように思われる。

第3節 正義追求の条件の含意

前節で示された条件を踏まえると、非理想状態における正義追求は事実上不可能であるようにも思われる。だからこそ、非制度主義者のコーエンも「不平等な社会で裕福な平等主義者が気前よく寄付しないことには、十分な理由があるかもしれない」(Cohen 2000: 179)と悲観的な回答を出したのではなかったか。

まずは、このコーエンの回答に対して反論しておくことが有益だろう。コーエンは、相対的不利に着目するあまり、その程度を無視してしまっている。条件Ⅱにあるように、相対的不利が「一定以上深刻」である場合に初めて問題になるのである。だとすると、「裕福な平等主義者」は相対的不利が「一定以上深刻」にならない限りにおいて、寄付(正義追求)をしていくべきである³⁵。そしてこのような行為は、条件Ⅰにも抵触しないはずだ。

さて、コーエンの誤りは明白になったと思われるが、そもそも、我々が正義のためにできることは、何も「気前よく寄付」することばかりではない。では、他にどのような可能性が

³⁵本稿では特定の正義原理を擁護したわけではないので、これはあくまでコーエンの理論にもとづけばそうなるということにすぎない。

あるだろうか。寄付とは反対に、金銭的代償を伴わないような行為を考えてみよう。例えば、政治運動への参加は特段の金銭的代償なしに可能かもしれない。これは条件Ⅰと条件Ⅱを満たしているように思われる。つまり政治運動への参加を通じて正義を追求することは、正義に適った行為として、正義の観点から要求される。

しかし、政治運動への参加は、時間をとられてしまうので、「一定以上」の自由(条件Ⅰ)を損なうものであると反論されるかもしれない。また、機会費用を損失するために、「一定以上深刻」な相対的不利(条件Ⅱ)と反論されるかもしれない。これは「一定以上」をどう明確化できるかに依存するが、本稿ではこの問いに答えることができなかつた以上、この反論が正しいと仮定してみよう³⁶。そうだとすると、まだ我々にできることはある。例えば、日常的な振る舞いを通じた正義追求である。コーエンの主張していた平等主義的エートスのように、「正義のエートス」に適った行為をすることである。本稿では具体的な正義原理を擁護するものではないので、「正義のエートス」の内実を示すことはできないが、偏見を排して他者と関わろうとすることが「正義のエートス」だと想定してみよう。そうだとすれば、偏見を排して他者と関わろうとする行為は、正義を追求することであり、正義に適った行為として、正義の観点から要求されると言えるだろう。

ここで最も重要なことは、これらの行為が、単に道徳的な行為(正)としてではなく、正義に適った行為として、正義の観点から要求されるということである。本稿を通して明らかにしてきたように、正義は社会制度の問題に限られないのである(非制度主義)。もちろん、それは社会制度が重要ではないということの意味しない。社会制度に加えて個人の行為も重要であるということなのだ。

結論

本稿では、「我々は不正義にどう向き合うべきか」を明らかにした。つまり、非理想状態におかれている我々が、正義追求の条件の範囲内で、正義に適った行為を要求されることを示した。その過程で、基本構造をめぐる論争の対立点が正義概念の異同にあり、制度主義が恣意的に狭い正義概念を用いていることや、非理想理論における制度主義の問題点を明らかにすることにより、非制度主義がより説得的であることを示した。

さて、本稿の貢献は主に次の三つにあると考えられる。第一に、制度主義の正義概念と非制度主義の正義概念のすれ違いを明らかにしたことである。従来は、制度主義と非制度主義の対立点として理論の事実感応性が着目されてきたので(井上 2014, 松元 2012)、正義概念への着目自体が新しいものである。第二に、制度主義と非制度主義のどちらにおいても、非

³⁶ もっとも、結局のところ、政治運動の参加と言っても、どのような形でどの程度関わるかはバリエーションがある。したがって「一定以上」がどのように明確化されようと、その「一定以上」と両立する限りで政治運動に参加することは可能であるように思われる。例えば、署名活動に協力するなどであれば両立は可能だろう。

理想状態においては正義追求に制約を設けること(正義の要求を貫徹しないこと)が共通の前提であると示したことである。第三に、非理想状態における正義追求の制約の下でも、正義の観点からの要求が我々に妥当するということを明らかにしたことである。

しかしながら、本稿では取り組めなかった課題もある。次の三つが挙げられるだろう。第一に、正義概念の本格的な分析である。本稿では、正義概念の探究を試みたが、それは部分的なものにとどまった。正義概念それ自体がロールズ以降の正義論で着目されることはあまりなかったが、井上達夫も指摘するように、正義概念の制約を無視して構想レベルの議論に走るのは問題である(井上 2021: 282-283)。何について議論しているかという共通の基盤を確保するためにも、正義概念を対象とした概念分析が重要になるだろう(cf. Lippert-Rasmussen 2016: 235-238)。第二に、体系的な理論構築である。本稿では、正義の観点から何が要求されるかを考えたが、第2章で明らかにしたように自由の観点から要求されること(ないし許容されること)もある。他にも、理論が考慮すべき価値として、効率性や安定性といったものも考えられる。アドホックでない形で、我々の当為を明らかにするためには、体系的な理論が必要不可欠である。第三に、理論の事実感応性についてのメタ理論的議論である。体系的な理論構築のためには、理論がどれだけ事実感応的であるべきかという論点についても検討する必要がある。本稿では詳しく扱わなかったが、コーエンによる構成主義批判や、アンドリュー・ウィリアムズの公示性にもとづく反論はこの論点に関わるものである(Cohen 2008, Williams 1998)。

以上の課題については、筆者が今後取り組んでいく予定である。本稿は、筆者の積極的な正義構想³⁷に向けた第一歩に過ぎない。

(2024年2月10日提出)

³⁷ ここで言う正義構想は、正義概念論と正義追求論を合わせたものを指している。

参考文献

外国語文献は、邦訳があるものについてはそれを適宜参考にした。ただし、引用に際しては必要に応じて訳出し直している。

- Cohen, G. A. (1992), "Incentives, Inequality, and Community," in G. B. Peterson (ed.), *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 13, University of Utah Press, pp. 261-329.
- (1995), "The Pareto Argument for Inequality," *Social Philosophy and Policy*, Vol. 12, pp. 160-185.
- (1997), "Where the Action Is: On the Site of Distributive Justice," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 26, No. 1, pp. 3-30.
- (2000), *If You're an Egalitarian, How Come You're so Rich*, Harvard University Press.
(渡辺雅男・佐山圭司訳『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなにお金持ちなのかですか』こぶし書房, 2006年)
- (2008), *Rescuing Justice and Equality*, Harvard University Press.
- Dworkin, Ronald. (2000) *Sovereign Virtue*, Harvard University Press. (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社, 2002年)
- Hirose, Iwao. (2014), *Egalitarianism*, Routledge. (齊藤拓訳『平等主義の哲学』勁草書房, 2016年)
- Lippert-Rasmussen, Kasper. (2016), *Luck Egalitarianism*, Bloomsbury.
- (2018), *Relational Egalitarianism: Living as Equals*, Cambridge University Press.
- McKeown, Maeve. (2014), "Responsibility without guilt: A Youngian approach to responsibility for global injustice," Doctoral thesis, University College London.
- Murphy, Liam. (1998), "Institutions and the Demands of Justice," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 27, No. 4, pp. 251-291.
- Nagel, Thomas. (1991), *Equality and Partiality*, Oxford University Press.
- Okin, Susan. (1989), *Justice, Gender, and the Family*, Basic Books. (山根純佳・内藤準・久保田裕之訳『正義・ジェンダー・家族』岩波書店, 2013年)
- Pogge, Thomas. (2000), "On the Site of Distributive Justice: Reflections on Cohen and Murphy," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 29, No. 2, pp. 137-169.
- Rawls, John. (1971), *A Theory of Justice*, The Belknap Press of Harvard University Press. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊国屋書店, 2010年)
- (2001), *Justice as Fairness: A Restatement*, Erin Kelly (ed.), The Belknap Press of Harvard University Press. (田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義 再説』岩波書店, 2020年)

- (2005), *Political Liberalism expanded edition*, Columbia University Press. (神島裕子・福岡聡訳『政治的リベラリズム 増補版』筑摩書房, 2022年)
- Scheffler, Samuel. (1994), *The Rejection of Consequentialism: A Philosophical Investigation of the Considerations of Underlying rival Moral Conceptions*, Oxford University Press.
- (2005), “The Division of Moral Labour,” *Proceedings of the Aristotelian Society*, Supplementary Volumes, Vol. 79, pp. 229-253.
- (2006), “Is the Basic Structure Basic?,” in Christine Sypnowich (ed.), *The Egalitarian Conscience: Essays in Honour of G. A. Cohen*, pp. 102-129.
- Sen, Amartya. (2009), *The Idea of Justice*, Penguin Books Ltd. (池本幸生訳『正義のアイデア』明石書店, 2011年)
- Tan, Kok-Chor. (2012), *Justice, Institutions, and Luck: the Site, Ground, and Scope of Equality*, Oxford University Press.
- Williams, Andrew. (1998), “Incentives, Inequality, and Publicity,” *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 27, No. 3, pp. 225-247.
- Young, Iris. (2011), *Responsibility for Justice*, Oxford University Press. (岡野八代・池田直子訳『正義への責任』岩波書店, 2022年)
- Zheng, Robin. (2019), “What Kind of Responsibility Do We Have for Fighting Injustice? A Moral-Theoretic Perspective on the Social Connections Model,” *Critical Horizons*, Vol. 20, No. 2, pp. 109-126.
- 安藤馨 (2007), 『統治と功利——功利主義リベラリズムの擁護』勁草書房.
- (2017), 「統治理論としての功利主義」若松良樹編『功利主義の逆襲』ナカニシヤ出版, pp. 177-208.
- 井上彰 (2014), 「ロールズ——『正義とはいかなるものか』をめぐって」齋藤純一編『岩波講座 政治哲学 5 理性の両義性』岩波書店.
- (2017), 『正義・平等・責任——平等主義的正義論の新たなる展開』岩波書店.
- (2018), 「企業の社会的責任とロールズ正義論」井上彰編『ロールズを読む』ナカニシヤ出版, pp. 308-334.
- 井上達夫 (2021), 『増補新装版 共生の作法——会話としての正義』勁草書房.
- 亀本洋 (2015), 『ロールズとデザート——現代正義論の一断面』成文堂.
- ジョンストン, デイヴィッド. (2014). 『正義はどう論じられてきたか——相互性の歴史的展開』押村高・谷澤正嗣・近藤和貴・宮崎文典訳, みすず書房.
- 園辰也 (2014), 「G・A・コーエンのロールズ批判に関する考察——個人の選択と社会的エートス」『哲学・思想論叢』32巻, pp. 106-91.
- 高梨洋平 (2011a), 「G・A・コーエンによるJ・ロールズ批判とその平等構想」『政治学研究論集』第34号, pp. 217-238.

- (2011b), 「事実・構成主義・公示性——G. A. コーエンによる正義の救出」『政治学研究論集』第 35 号, pp.217-238.
- (2012), 「G・A・コーエンの政治哲学——平等・自由・効率性のトリレンマについての考察」『社会理論研究』第 13 号, pp. 31-47.
- (2017a), 「インセンティブ・個人特権・平等」『政治学研究論集』第 45 号, pp. 21-39.
- (2017b), 「平等主義的エートス再考」『明治大学社会科学研究所紀要』第 51 巻, 第 2 号, pp. 129-144.
- 中村達樹 (2022), 「『社会構造』は社会の何を指すのか——『基本構造』からアイリス・ヤングの構造的不正義論へ」『実践哲学研究』45 号, pp. 59-96.
- 野崎綾子 (2024), 『新版 正義・家族・法の構造変換——リベラル・フェミニズムの再定位』勁草書房.
- 藤岡大助 (2008), 「リベラルな分配的正義構想に対する G・A・コーエンの問題提起について」『法哲学年報 2007』, pp. 161-170.
- 松元雅和 (2012), 「規範理論における『現実』の位置づけ——G・A・コーエンのロールズ批判を手がかりに」『社会思想史研究』第 36 号, pp. 127-144.
- (2021), 「非理想理論」佐野亘・松元雅和・大澤津『これからの公共政策学① 政策と規範』ミネルヴァ書房, pp. 53-71.
- 宮本雅也 (2021), 「関係的平等主義の方法と責任構想」早稲田大学大学院政治学研究科博士論文.
- 森村進 (2024), 『正義とは何か』講談社.
- 森悠一郎 (2019), 『関係の対等性と平等』弘文堂.

